

## 第3章

---

# 計画の基本理念と 施策の体系



1 基本理念

# すべての子どもたちが 生き生きと育つ小平へ

子ども一人一人の能力や可能性を伸ばし、  
それぞれの自立と社会参加をめざします

特別支援教育は、何らかの障がいや困難を有する子どもの生きる力を育むため、その子に合った指導や必要な支援を行い、子ども一人一人の学習や生活を支えるものです。

それぞれの子どもが自分の考えや気持ちを大切にしながら生活を送り、地域で社会の一員として共に暮らすことで、生涯にわたってその人らしい生き生きとした暮らしを営むことができます。

特別支援教育を進めるには、その基盤を確かなものとするために、学校をはじめとする様々な社会資源、専門職、地域の人々などが関わって子どもたちの育ちを支えていくことが大切です。

そこで、本計画の基本理念を

すべての子どもたちが生き生きと育つ小平へ

子ども一人一人の能力や可能性を伸ばし、それぞれの自立と社会参加をめざしますと決めました。



## 2 基本指針

本計画の基本理念の実現に向け、今後の施策については、以下の基本指針に沿って進めていきます。

### 1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備

ライフステージに応じた特別支援教育推進体制を着実に整備し、障がいの有無に関わらず学習上または生活上で困難のある子ども一人一人のニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行います。

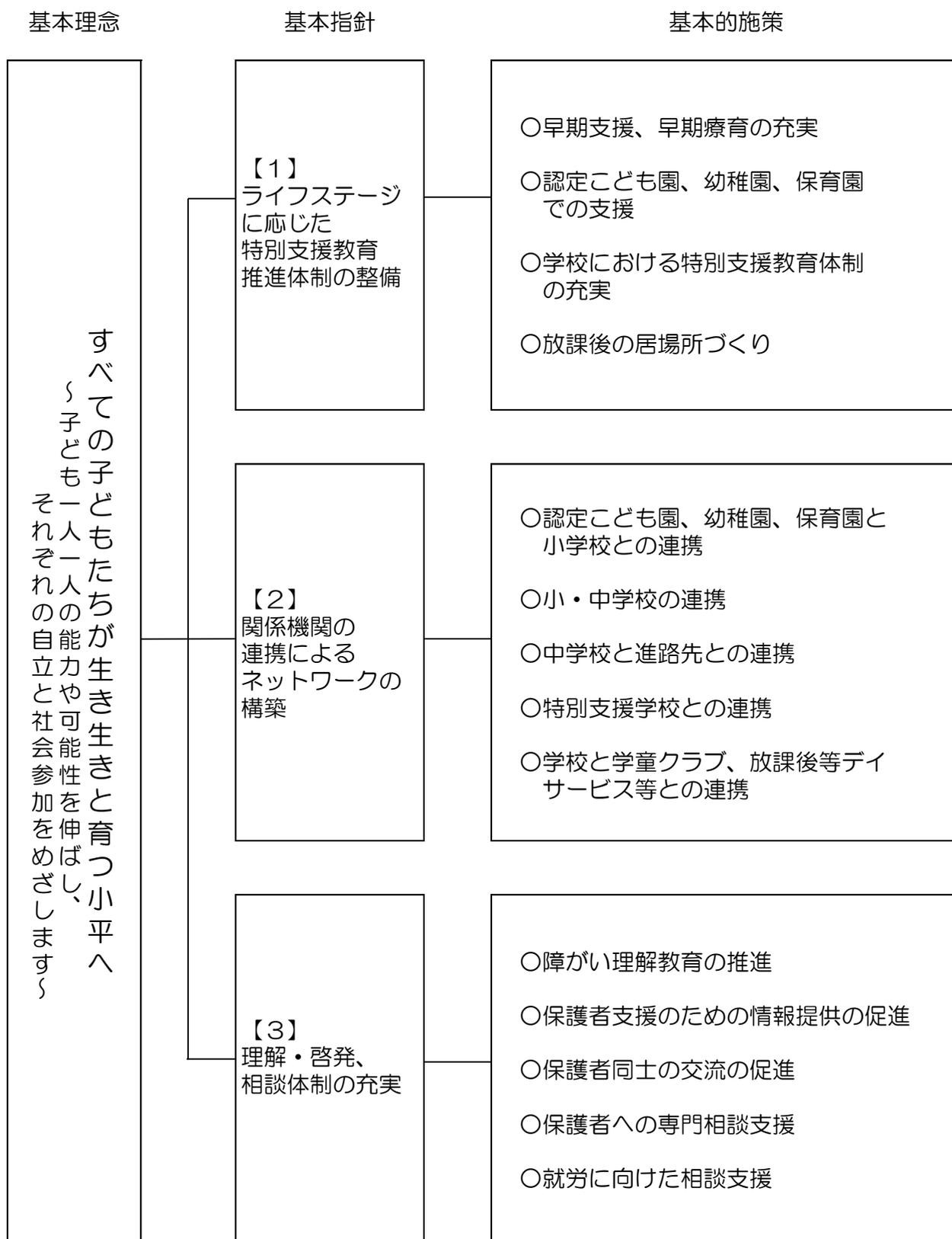
### 2 関係機関の連携によるネットワークの構築

幼稚園、保育園、就学前機関、学校、家庭、地域社会、医療、福祉、相談機関などの関係機関の連携によるネットワークを構築し、継続的で一貫性のある支援のしくみづくりを進めます。

### 3 理解・啓発、相談体制の充実

障がい理解教育の推進や、保護者や市民に対する情報提供の充実等によって、障がい者理解及び特別支援教育への理解・啓発を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。

### 3 施策の体系



### 第3章 計画の基本理念と施策の体系

# 第4章

---

## 施策の展開

<方向性の記載について>

- 新規 : 新たに展開していく事業
- 充実 : 充実を図る事業
- 継続 : 引き続き現在の取組を継続していく事業
- ☆ : 取組は行っていたが、第一期後期計画に掲載しておらず、第二期前期計画で位置付けた事業
- 重点事業 : 重点的に取り組んでいく事業



## 基本指針1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備

### 1 早期支援・早期療育の充実

#### 【施策の方向性】

- 乳幼児健康診査や心理発達相談などにより、特別な支援が必要な子どもの早期発見に努め、早い時期からの支援の充実に取り組みます。
- 子どもの発達に応じて、可能性を最大限に伸ばせるように早期療育を充実します。

#### ① 乳幼児健康診査

集団健診を行い、発育・発達の確認と、疾病等の早期発見を図り、その保護者に適切な保健指導や、心理相談を実施することにより、乳幼児の健全な育成に努めます。乳幼児健康診査実施後、発達の心配のある乳幼児の保護者に対して、2歳児電話相談や、乳幼児心理発達相談、発達健康診査につなげて、経過観察を実施するとともに、必要に応じて療育機関を紹介します。

#### ② 乳幼児心理発達相談

乳幼児健康診査の心理相談実施後、発達の遅れなどで経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に、心理相談員による個別相談を実施します。

個別相談において集団による経過観察が望ましいと判断された親子に対し、子どもの成長・発達を促すこと、保護者の育児不安に対する支援を目的として、集団指導を行います。

《個別相談》

《集団指導：ひよこグループ（対象：2歳～3歳1か月の幼児とその保護者等）》

《集団指導：こぐまグループ（対象：3歳以上の幼児とその保護者等）》

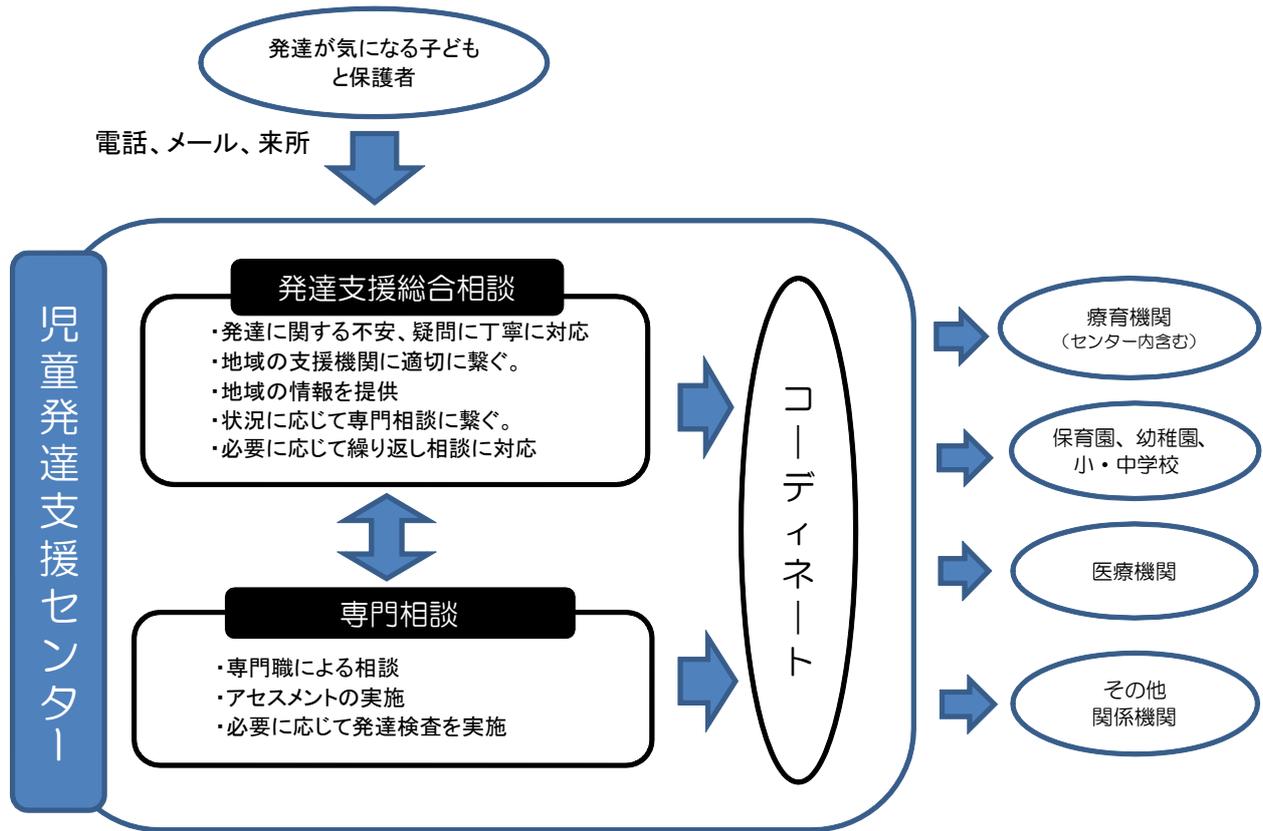
#### ③ 児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施

障害者福祉センター（たいよう福祉センター）に、発達支援相談拠点の機能を併せもつ児童発達支援センターの設置を、令和4年度を目途に進めます。

児童発達支援センターは、発達の気になる子どもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担い、併せて、発達を支援するための窓口を設置します。

児童発達支援センターでは相談窓口から専門的な支援へつないでいく発達支援を展開するとともに、子どものライフステージに応じた継続的な支援の提供体制の構築を目指していきます。

【児童発達支援センターにおける相談の流れ】 <イメージ>



④ 児童発達支援

未就学の障がい児（発達障がい児や療育の必要性が認められた児童を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得及び集団生活への適応訓練を行います。

⑤ 心身障害児通所訓練委託事業

小学校就学前の心身障がい児の療育訓練を実施します。

⑥ 言語相談訓練事業

障害者福祉センター（たいよう福祉センター）、あおぞら福祉センターにおいて、ことばやコミュニケーションに不安のある児童、またはその家族を対象に、言語聴覚士による個別相談や個別訓練・グループ訓練を行います。

⑦ 障がい児療育事業

白梅学園大学と連携して、造形・音楽・演劇などのワークショップを通して、発達ที่気になる子どもの発達を支援します。また、この事業で市内の大学と連携することにより、学生を福祉人材として育成します。

#### 第4章 施策の展開

No	事業・取組	方向性	担当
1	乳幼児健康診査	継続	健康推進課
2	乳幼児心理発達相談	継続	健康推進課
3	児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施	新規 重点事業	障がい者支援課
4	児童発達支援	継続	障がい者支援課
5	心身障害児通所訓練委託事業	継続	障がい者支援課
6	言語相談訓練事業	継続	障がい者支援課
7	障がい児療育事業	継続	障がい者支援課

## 2 認定こども園、幼稚園、保育園での支援

### 【施策の方向性】

○専門家から指導・助言を受けながら子どもの発達を支援するとともに、特別支援教育や障がいに対する理解・啓発に取り組む認定こども園、幼稚園、保育園の活動を支援します。

#### ① 巡回相談事業

言語聴覚士、臨床発達心理士などの相談員が市内の認定こども園、幼稚園、保育園を巡回し、幼稚園教諭や保育士に対して、園児の発達等に関する指導・助言を行います。

相談員の判断を参考に、必要に応じて作業療法士が園へ出向き、助言等を行います。

#### ② 幼稚園教諭、保育士への障がい理解研修

幼稚園教諭、保育士に対し、特別支援教育への理解・啓発及び指導力の向上について学ぶ機会を設定します。

#### ③ 障がい児の教育・保育の充実

認定こども園、幼稚園、保育園等で、障がいに配慮した幼児教育や保育の実施に向けた支援を行います。

その他の園児に対して障がい理解や共に育ち合うための教育、保育の充実を図ります。

No	事業・取組	方向性	担当
1	巡回相談事業	継続	保育課
2	幼稚園教諭、保育士への障がい理解研修	継続	保育課
3	障がい児の教育・保育の充実	継続	保育課

### 3 学校における特別支援教育体制の充実

#### (1) 支援体制の充実及び専門性の向上

##### 【施策の方向性】

○小平市立学校教員が、特別支援教育の在り方についての理解を深めるとともに、組織として対応できるよう支援体制の充実を図ります。

##### ① 教育課程への特別支援教育の位置付け

小学校及び中学校学習指導要領において、児童・生徒の障がいの状態等に応じた指導の工夫について示されたことを踏まえて、個々の児童・生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行います。また、障がいの有無に関わらず、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について理解し、教育活動に取り組んでいきます。

##### ② 校内委員会の充実

校内委員会を設置し、校長のリーダーシップの下、児童・生徒の実態把握及び課題把握、効果的な指導方法等について検討を行い、在籍学級担任だけでなく、学校組織として一人一人の児童・生徒のニーズに合わせた支援を行います。

また、巡回相談員による助言等を効果的に活用し、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援方法を共通理解できるよう、校内委員会を充実させ、児童・生徒や保護者を継続的に支援します。

##### ③ 学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用

特別支援教育に関わる情報を適切に共有し、支援できるように、小平市立学校用の統一書式を改善するとともに、シートの教員向け活用の手引を作成します。

##### ④ 授業のユニバーサルデザイン化の推進

全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業を行うために、授業改善の視点に「授業のねらいや活動の見通しの提示」「視覚化等による情報伝達の工夫」「刺激の少ない教室前面の環境整備」等を徹底し、授業のユニバーサルデザイン化を一層進めます。

##### ⑤ 知的障がい学級（固定制）、特別支援教室、通級指導学級の指導の充実

校内でOJTを推進するとともに、障がい種別に応じた研修会を充実させ、教員の専門性の向上を図り、知的障がい学級（固定制）、特別支援教室、通級指導学級における一人一人の特性に応じた指導の充実に努めます。

## 第4章 施策の展開

### ⑥ 読み書きに困難のある児童・生徒の指導の充実

PC端末を活用するなどして、読み書きに困難のある児童・生徒一人一人の状態に応じた適切な指導と支援の充実を図ります。

学習障がい（LD）等の学習面での困難さがある児童・生徒への指導方法やアセスメントの理解を深める研修を教員へ行います。また、児童・生徒の学習の「つまずき」の状況を把握するための「読み書きアセスメント」等の活用を研究します。

### ⑦ 合理的配慮の理解・啓発の推進、対応

教職員をはじめ、保護者・地域への「合理的配慮」について理解を深めたり、広げたりすることを推進します。

学校及び担任等は、保護者や児童・生徒の要望を基に、その実施に伴う負担が過重でないときは、一人一人のニーズに合わせた対応をしていきます。また、申出があった方法では対応が難しい場合でも、建設的な対話を通じて、代替措置の選択も含め、柔軟に対応します。

### ⑧ 特別支援教育に関する校内研修会等の充実

教育委員会が実施した特別支援教育コーディネーター対象の研修会の内容をもとに、特別支援教育コーディネーターが各学校において還元の研修会を実施し、小平市立学校教員の特別支援教育に対する理解を深めます。

No	事業・取組	方向性	担当
1	教育課程への特別支援教育の位置付け	継続☆	学校指導課
2	校内委員会の充実	充実	学校指導課
3	学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用	充実 重点事業	学校指導課
4	授業のユニバーサルデザイン化の推進	充実☆	学校指導課
5	知的障がい学級（固定制）、特別支援教室、通級指導学級の指導の充実	充実	学校指導課
6	読み書きに困難のある児童・生徒の指導の充実	新規 重点事業	学校指導課
7	合理的配慮の理解・啓発の推進、対応	充実☆ 重点事業	学校指導課 教育総務課 学務課
8	特別支援教育に関する校内研修会等の充実	充実	学校指導課

【☆】：取組は行っていたが、第一期後期計画に掲載しておらず、第二期前期計画で位置付けた事業

## (2) 施設・設備等

### 【施策の方向性】

○児童・生徒一人一人の学びを支える教育環境の整備を進めます。

#### ① 多様な学びの場の充実

知的障がい学級（固定制）を小学校6校、中学校5校に設置しています。特別支援教室は小学校19校全校に設置しており、中学校においても令和3年度に8校全校に設置が完了する予定です。難聴・言語障がい学級（通級制）は、小学校に1校設置しています。

特別支援学級の設置は、児童・生徒数などに応じて対応します。

自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置については、他自治体の実践例等の研究を進めます。

#### ② 教育施設のユニバーサルデザイン化の推進

児童・生徒の障がいの状態や教育的ニーズを踏まえて、施設・設備等の環境整備を行います。

#### ③ ICT機器の拡充による学習支援

ICTの活用は、認知処理の偏り等を補ったり、注意や集中を高めたりすることができ、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習上の困難を改善する効果があります。

児童・生徒に1人1台配備するPC端末を活用した効果的な授業の進め方や学習支援の取組について、教員が情報共有し授業や取組の改善につなげます。また、今後の活用状況に応じて、デジタル教材の導入について研究します。

No	事業・取組	方向性	担当
1	多様な学びの場の充実	継続	学務課 指導課 教育総務課
2	教育施設のユニバーサルデザイン化の推進	継続	教育総務課
3	ICT機器の拡充による学習支援	充実 重点事業	指導課

### (3) 多様な人材による支援体制

**【施策の方向性】**

- 心理士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職を活用し、多様な子どものニーズに的確に応えていきます。
- 介助員、特別支援教育支援員等の児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等に携わる職を整理・統合し、より充実した支援体制を再構築します。

① 心理士、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談

心理士、作業療法士、言語聴覚士の巡回相談員が、各学校を巡回し、担任や特別支援教育コーディネーター等に、児童・生徒の個別ニーズの把握や支援の内容・方法について、相談、助言を行います。

② (仮称) 学習補助員の配置

児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等に携わる職（介助員、特別支援教育支援員、プール指導補助員、ティーチング・アシスタント）を整理・統合し、(仮称) 学習補助員を配置します。職を整理・統合し、より充実した支援体制を再構築することで、中学校の知的障がい学級（固定制）や肢体不自由児童・生徒等への支援を充実します。

③ ボランティアの協力・育成

ボランティアの協力を得て、特別な支援を必要とする児童・生徒を支援します。また、ボランティアの養成・スキルアップの機会を提供します。

No	事業・取組	方向性	担当
1	心理士、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談	充実	指導課
2	(仮称) 学習補助員の配置	新規	指導課
3	ボランティアの協力・育成	継続	学校 指導課 地域学習支援課

## 4 放課後の居場所づくり

### 【施策の方向性】

○放課後の生活を安全に安心して過ごすことができ、充実した時間となるよう支援します。

#### ① 学童クラブ

放課後帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学校6年生までの障がいのある児童に対し、学童クラブ指導員が保護者に代わって余暇活動や生活指導を行い、児童の事故防止と心身の健全育成を図ります。

#### ② 放課後子ども教室、放課後学習教室

放課後や週末などに学校施設等を活用し、地域のボランティアの協力により、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流等の取組を小学校では放課後子ども教室、中学校では放課後学習教室として実施します。障がいのある児童・生徒も含むすべての子どもたちが、地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としており、ボランティアの研修の機会を提供するなど、引き続き安全で安心な居場所の整備に努めます。

#### ③ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

No	事業・取組	方向性	担当
1	学童クラブ	充実	子育て支援課
2	放課後子ども教室、放課後学習教室	継続	地域学習支援課
3	放課後等デイサービス	充実	障がい者支援課

**基本指針2 関係機関の連携によるネットワークの構築**

**1 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携**

**【施策の方向性】**

○子ども一人一人の支援や配慮について、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校が互いに情報を共有し、継続した支援につなげます。

**① こげら就学支援シートの活用**

家庭や認定こども園、幼稚園、保育園等での支援や配慮を小学校に引き継ぐことを希望する保護者が入学前に作成し、小学校に提出します。就学時健康診断時に配布します。小学校では、主に学級編制や指導の参考にします。また、各園や学校でも保護者に対し説明されるよう、小学校・幼稚園・保育園連絡会等で周知し、シートの活用を促します。

さらに、就学支援シートの活用が進むように、教員向け活用の手引を作成し、学校の支援に努めます。

**② 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携**

小学校教員と認定こども園、幼稚園、保育園の教諭や保育士が児童・園児を取り巻く課題等について、共同で研修することで、支援や指導の連携に努めます。

No	事業・取組	方向性	担当
1	こげら就学支援シートの活用	充実 重点事業	認定こども園・ 幼稚園・保育園 学校、指導課
2	認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携	継続	保育課 指導課

## 2 小・中学校の連携

**【施策の方向性】**

○子ども一人一人の支援や配慮について、小学校と中学校が互いに情報を共有し、継続した支援につなげます。

### ① 小・中学校間の学びと育ちの継続

学校生活支援シートや個別指導計画を基に、小学校での学習支援や配慮について進学先の中学校（都立学校や私立学校を含む）と情報の共有化を図り、中学校進学後も一貫した個別の特別支援教育の充実につなげていきます。

特別支援教育コーディネーター等が連携し、各校の支援や指導の進め方等について保護者に情報提供します。

### ② 小・中連携教育の推進

小・中連携の日を活用し、各小・中学校における学習指導や生活指導に関する情報交換を行い、小・中学校における一貫した合理的配慮について検討をしていきます。また、授業のユニバーサルデザイン化の視点を意識し、各中学校区において学習環境整備の統一化を図ります。

	事業・取組	方向性	担当
1	小・中学校間の学びと育ちの継続	継続	学校 指導課
2	小・中連携教育の推進	継続	学校 指導課

### 3 中学校と進路先との連携

**【施策の方向性】**

○各中学校で講じてきた手だてや支援の状況について進学先と情報を共有することで、生徒一人一人が進学先での学習上・生活上の困難さを軽減できるよう連携を図ります。

① 中学校から進学先への学びと育ちの継続

進学時や進学後において、学校生活支援シートを基に、各中学校で講じてきた手だてや支援の状況について進学先と情報を共有することで、生徒一人一人が進学先での困り感を軽減できるよう連携を図ります。

また、令和3年度から始まる、都立高校での通級による指導においても必要に応じて連携を図ります。

No	事業・取組	方向性	担当
1	中学校から進学先への学びと育ちの継続	充実	学校 指導課

## 4 特別支援学校との連携

### 【施策の方向性】

- 特別支援学校の専門性を活用し、特別支援教育コーディネーターをはじめ、教員の特別支援教育への理解を深め、校内での研修等の充実を図ります。
- 児童・生徒の障がいの特性に応じた直接交流や間接交流の事例を学校間で共有しながら、特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流を充実させます。

### ① 特別支援学校のセンター的機能の活用

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを窓口として、研修会や連絡会を通じて、教員が児童・生徒一人一人の障がい種別や教育的ニーズに応じた指導法等を身に付けられる機会を確保します。

### ② 副籍交流の充実

特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地の小・中学校を地域指定校として副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。

地域の子どもとして、居住する地域とつながり、子どもたちの相互理解や思いやりの気持ちを育むことができるよう、研修等で副籍制度や交流内容について効果的な事例を紹介するなどして教員の理解を深め、本人や保護者の希望等に基づき、副籍交流の充実を図ります。

No	事業・取組	方向性	担当
1	特別支援学校のセンター的機能の活用	充実	学校 指導課
2	副籍交流の充実	充実 重点事業	学校 指導課 学務課

## 5 学校と学童クラブ、放課後等デイサービス等との連携

### 【施策の方向性】

○学校と学童クラブ、放課後等デイサービス等との間において、お互いの活動内容や課題、児童・生徒の支援方針を共有し、育ちをつなぐ取組を推進します。

#### ① 小学校と学童クラブ間での育ちをつなぐ取組の推進

学童クラブは全小学校内に設置されています。

小学校と学童クラブの距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、一人一人の児童の状況を共有の上、育ちをつなぐ取組を推進します。

#### ② 学校と放課後子ども教室、放課後学習教室間での育ちをつなぐ取組の推進

放課後子ども教室は全小学校に、放課後学習教室は全中学校に設置されています。

学校と連携が図りやすい環境にあることを生かし、一人一人の児童・生徒の状況を共有の上、安全安心な居場所を提供し、育ちをつなぐ取組を推進します。

#### ③ 学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進

放課後等デイサービスは、市内に15事業所あります。

学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組を推進するため、個別の支援計画の交換等の連携や情報共有に関する仕組みづくりを検討します。

No	事業・取組	方向性	担当
1	小学校と学童クラブ間での育ちをつなぐ取組の推進	充実☆	学校 子育て支援課
2	学校と放課後子ども教室、放課後学習教室間での育ちをつなぐ取組の推進	充実☆	学校 地域学習支援課
3	学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進	新規 重点事業	学校 障がい者支援課

【☆】：取組は行っていたが、第一期後期計画に掲載しておらず、第二期前期計画で位置付けた事業

## 基本指針3 理解・啓発、相談体制の充実

### 1 障がい理解教育の推進

#### 【施策の方向性】

- 障がいの有無に関わらず全ての児童・生徒が能力を最大限に伸ばしながら共に学ぶことができる取組を推進します。
- 交流及び共同学習を計画的・組織的に推進し、共生社会に資する能力の育成を図ります。

#### ① 児童・生徒を対象とした障がい理解教育の推進

特別な支援を要する児童・生徒を含め、人それぞれが多様な感じ方、関わり方、表現の仕方があることについて、日常的に指導しながら互いのよさを認め合える人間関係づくりを推進します。

#### ② 交流及び共同学習の推進

学校生活において、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常の学級に在籍する子どもたちと共に学んだり、学校行事に参加したりするなどの交流及び共同学習を推進します。

推進にあたっては、児童・生徒の障がいの特性への理解やキャリア教育などの視点から、互いの児童・生徒が安心して効果的な学びを得る機会となるよう努めます。

#### ③ 副籍交流の充実<再掲>

特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地の小・中学校を地域指定校として副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。

地域の子どもとして、居住する地域とつながり、子どもたちの相互理解や思いやりの気持ちを育むことができるよう、研修等で副籍制度や交流内容について効果的な事例を紹介するなどして教員の理解を深め、本人や保護者の希望等に基づき、副籍交流の充実を図ります。

No	事業・取組	方向性	担当
1	児童・生徒を対象とした障がい理解教育の推進	充実	学校
2	交流及び共同学習の推進	充実 重点事業	学校 指導課
3	副籍交流の充実<再掲>	充実 重点事業	学校 指導課 学務課

## 2 保護者支援のための情報提供の促進

### 【施策の方向性】

○保護者が必要とする情報が分かりやすく行き届くように、特別支援教育に関する情報提供を充実させます。

#### ① 保護者と認定こども園、幼稚園、保育園等との情報連携

保護者等に特別支援教育に関わる情報を提供し、共に子どもを育むために連携を図ります。

#### ② 関係機関と連携した就学説明会の実施

特別な支援を必要とし、知的障がい学級（固定制）、通級指導学級、特別支援教室、または特別支援学校への入学を考えている保護者を対象に、就学相談の受付から就学までの手続きについて説明会を実施します。

該当する年齢でない場合にも、希望される場合は就学説明会に参加できます。

#### ③ 特別支援教育に関する情報発信

市報、教育委員会だより、ホームページ等にて、特別支援教育に関する情報を適時・適切に発信していきます。また、教育委員会で作成している特別支援教育に関するリーフレットは、内容を随時更新したものを毎年度配布し、特別支援教育の理解促進を図ります。

No	事業・取組	方向性	担当
1	保護者と認定こども園、幼稚園、保育園等との情報連携	継続	認定こども園・幼稚園・保育園 保育課
2	関係機関と連携した就学説明会の実施	継続	学務課
3	特別支援教育に関する情報発信	継続☆	指導課

【☆】：取組は行っていたが、第一期後期計画に掲載しておらず、第二期前期計画で位置付けた事業

### 3 保護者同士の交流の促進

**【施策の方向性】**

○障がいのある子どもの保護者が孤立感、孤独感を感じないように、他の保護者と悩みや情報を共有できる保護者同士の交流を促進します。

① ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験をもち、発達障がいの知識や相談技術を身につけるための研修を受講し、登録された保護者（ペアレントメンター）が、自身の養育体験を生かして、保護者の話を聴いたり、情報提供を行う親力カフェを開催します。また、ペアレントメンターによる個別相談を実施します。

② ペアレントプログラム

子どもの発達について悩む保護者のために、行動療法をもとにした子どもとの関わり方を伝える手法であるペアレントプログラム講座を開催します。

③ 「みんなではなそう会」(障がい児療育事業)

白梅学園大学と連携して、発達の気になる子どもや障がいのある子どもの保護者のための交流会を実施します。

④ 子育て交流広場(子ども家庭支援センター)

乳幼児と保護者の遊び場や交流促進の場として実施します。

No	事業・取組	方向性	担当
1	ペアレントメンター	継続☆	障がい者支援課
2	ペアレントプログラム	充実☆	障がい者支援課 指導課
3	「みんなではなそう会」(障がい児療育事業)	継続☆	障がい者支援課
4	子育て交流広場(子ども家庭支援センター)	継続☆	子育て支援課

【☆】：取組は行っていたが、第一期後期計画に掲載しておらず、第二期前期計画で位置付けた事業

## 4 保護者への専門相談支援

### 【施策の方向性】

○乳幼児期から学校卒業後まで、特別な支援を必要とする子どもとその保護者に寄り添い、専門的見地から相談支援を行います。

### ① 児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施<再掲>

障害者福祉センター（たいよう福祉センター）に、発達支援相談拠点の機能を併せもつ児童発達支援センターの設置を、令和4年度を目途に進めます。

児童発達支援センターは、発達の気になる子どもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担い、併せて、発達を支援するための窓口を設置します。

児童発達支援センターでは相談窓口から専門的な支援へつないでいく発達支援を展開するとともに、子どものライフステージに応じた継続的な支援の提供体制の構築を目指していきます。

### ② 乳幼児心理発達相談<再掲>

乳幼児健康診査の心理相談実施後、発達の遅れなどで経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に、心理相談員による個別相談を実施します。

個別相談において集団による経過観察が望ましいと判断された親子に対し、子どもの成長・発達を促すこと、保護者の育児不安に対する支援を目的として、集団指導を行います。

《個別相談》

《集団指導：ひよこグループ（対象：2歳～3歳1か月の幼児とその保護者等）》

《集団指導：こぐまグループ（対象：3歳以上の幼児とその保護者等）》

### ③ 子育て相談（子ども家庭支援センター）

子育て相談の一環として、臨床心理士、臨床発達心理士、言語聴覚士等の専門相談員による、個別の専門相談を実施します。

### ④ 就学相談

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人に応じた教育を保障するため、就学相談室で就学相談を受け付け、申込みを受けた児童・生徒について就学相談を実施し、障がいの種類や程度等に応じた教育を受ける場を保護者と一緒に考えます。

また、学年途中での通常の学級から特別支援学級、特別支援学校への転学相談、通級指導学級への通級相談及び特別支援教室での特別な指導の開始・終了の相談も行います。

## 第4章 施策の展開

### ⑤ 教育相談

子どもの心身の発達、性格や行動で気になること、学習やその他家庭などにおける教育上の諸問題について、心理士等の資格を有する教育相談員が改善やよりよい成長・発達を支援していきます。

No	事業・取組	方向性	担当
1	児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施 ＜再掲＞	新規	障がい者支援課
2	乳幼児心理発達相談＜再掲＞	継続	健康推進課
3	子育て相談（子ども家庭支援センター）	継続	子育て支援課
4	就学相談	継続	学務課
5	教育相談	継続	指導課

## 5 就労に向けた相談支援

### 【施策の方向性】

○義務教育後の進学や就労に関する情報を広く提供し、将来を見据えた進路決定を一人一人が行えるような相談や支援を充実させます。

#### ① 進学や就労を見据えた情報提供

市のホームページ等を活用し、都立特別支援学校の学校公開や、東京都教育委員会主催の保護者向け「キャリア教育セミナー」等の進学や就労を見据えた情報提供の充実を図ります。

#### ② 職場体験の実施

主体的に自己の進路を選択する能力を育てるため、中学校全8校の第2学年を対象に約5日間の職場体験を実施します。

No	事業・取組	方向性	担当
1	進学や就労を見据えた情報提供	充実☆	学校 指導課
2	職場体験の実施	継続☆	学校 指導課

【☆】：取組は行っていたが、第一期後期計画に掲載しておらず、第二期前期計画で位置付けた事業

# 重点事業

---

重点事業

重点事業

基本指針1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備

	事業・取組	掲載ページ	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施	P55	開設準備	開設 実施	→		
2	学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用	P59	書式の改善 教員向け活用の手引の作成	周知 活用	活用 継続改善	→	
3	読み書きに困難のある児童・生徒の指導の充実	P60	PC 端末の活用等による事例検討	指導の充実・改善	→		
			教員への研修実施	研修継続	評価・改善	→	
4	合理的配慮の理解・啓発の推進、対応	P60	教職員、保護者等への周知	→			
5	ICT 機器の拡充による学習支援	P61	試行	周知 実施	→		

重点事業

基本指針2 関係機関の連携によるネットワークの構築

	事業・取組	掲載ページ	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	こげら就学支援シートの活用	P64	教員向け活用の手引の作成	周知活用	→		評価・改善
2	学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進	P68	実態把握、連携や情報共有の仕組みづくりの検討	試行	→	実施	→

基本指針3 理解・啓発、相談体制の充実

	事業・取組	掲載ページ	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	交流及び共同学習の推進	P69	充実	→			
2	副籍交流の充実	P69	充実	→			

## 重点事業

# 第5章

---

## 計画の推進



### 1 計画の推進体制

#### (1) 小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会

第一期計画と同様、庁内関係課で構成する小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会において、計画の推進事項に係る連絡、調整及び検討を行い、本計画を総合的・体系的に推進します。

#### (2) (仮称) 小平市特別支援教育推進委員会

公募市民、学校関係者、学識経験者、医療関係者、障がい児関係団体の代表等により構成される推進委員会を設置し、計画の進捗状況について意見を伺います。

### 2 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を行うため、毎年度「小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会」において、計画の進捗状況の確認を行い、その結果を市民に公表するとともに、「小平市特別支援教育推進委員会」に報告し、意見を伺います。